

1 民間協働事業を提案できる民間企業等は、次のいずれにも該当しないものとする。

- | |
|--|
| (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者 |
| (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者 |
| (3) 市から指名停止措置を受けている者 |
| (4) 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者 |
| (5) 政治団体又は政治性のある事業を行う者 |
| (6) 宗教団体又は宗教性のある事業を行う者 |
| (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営む者 |
| (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。） |
| (9) 暴力団及び暴力団員等で構成される法人等又は団体
ア 暴力団とは、羽島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
イ 暴力団員等とは、羽島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。 |
| (10) 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人等又は団体 |
| (11) 自己、その属する法人等若しくは法人等以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者 |
| (12) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者 |
| (13) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 |
| (14) その他市長が適当でないと認める者 |

2 コンソーシアムの場合は、構成するすべての企業等が前項の提案資格を有すること。